

## 中小企業支援施策情報

### 小規模事業者の資金調達を公的融資制度でサポート!

#### 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

商工会議所を通して、日本政策金融公庫から無担保・無保証・低金利の融資を受けられる制度です。

##### 融資限度額

一般枠: **2,000万円**、新型コロナウイルス対策別枠: **1,000万円**

##### 利率

(2022年8月1日現在)

一般枠: 運転資金**1.21%**、設備資金**0.71%**

新型コロナウイルス対策別枠: 運転資金**0.31%**、設備資金**0.31%**

※設備資金は、別途要件を満たす場合、貸し付け後2年間、上記金利となります。

※新型コロナウイルス別枠適用要件: 最近1カ月の売上高または過去6カ月間(最近1カ月を含む)の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者。

※別枠利率は当初3年間。

※別枠の適用は**2022年9月末日推薦分まで**。

##### 返済期間

運転資金: **7年以内**、設備資金: **10年以内**

##### お問い合わせ

仙台商工会議所 経営支援グループ 022-265-8127

※受付時間: 平日9:00~17:00

詳細は、仙台商工会議所ホームページよりご確認ください。

URL: <https://www.sendaicci.or.jp/shikin.html>



### コロナによる小学校等の臨時休業時の有給休暇取得を支援!

#### 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合などに、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた企業へ対する助成制度です。

##### 対象者

下記1)または2)の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主**

1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校など(保育所等を含む)に通う子ども

2) 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

##### 助成額

**有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

※2022年7月1日~9月30日までの休暇取得分: 日額上限9,000円

##### 締め切り

2022年7月1日~9月30日までの休暇取得分: **2022年11月30日(水)必着**

##### お問い合わせ

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

フリーダイヤル **0120-876-187** ※受付時間: 平日・土日祝日9:00~21:00

詳細は、厚生労働省ホームページよりご確認ください。

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)



※掲載している内容は**8月26日時点**の情報です。

申請の際は、当所ホームページ等で最新情報をご確認ください。

経営に関することでお悩みの事業者の方は、  
仙台商工会議所経営相談窓口までお問い合わせください。

問 経営支援グループ TEL 022-265-8127



問い合わせフォーム